

宮城県土地改良区運営基盤強化基本計画

令和 8 年 3 月

宮城県農政部農村振興課

目次

I. 基本計画の策定に当たって	
1. 策定の趣旨	2
2. 計画期間	3
3. 進行管理	3
II. 土地改良区の現状と課題	
1. 土地改良区を取り巻く情勢.....	4
(1) 農業・農村を取り巻く環境	4
(2) 土地改良区を取り巻く環境	5
(3) 各種施策の方向性	5
2. 本県土地改良区の概況	7
3. これまでの取組	7
(1) 土地改良区統合整備基本計画等に基づく統合整備の推進	7
(2) 土地改良区体制強化基本計画の策定推進	8
(3) 平成30年土地改良法改正への対応支援	8
4. 本県土地改良区の現状	9
5. 本県土地改良区が抱える課題	9
III. 将来に向けて望まれる土地改良区の姿	
1. 強固な運営基盤と組織運営の公正性・透明性を備えた土地改良区	12
2. 施設の長寿命化と安定稼働を実現する土地改良区	14
3. 地域農業の振興と多様な主体との連携強化に取り組む土地改良区	15
4. 自然災害等への強靱な対応力を有する土地改良区	16
5. 水土里ビジョンの策定・実践に取り組む土地改良区	16
IV. 取組方針及び推進体制	
1. 水土里ビジョン策定推進	18
2. 財務管理強化	18
3. 施設管理強化	19
4. 統合整備等強化	20
5. その他	21
V. 推進指標	23
VI. 資料	24

Ⅰ. 基本計画の策定に当たって

1. 策定の趣旨

土地改良区は昭和 24 年に制定された土地改良法に基づき、農業者の発意によって設立され、土地改良事業の実施や農業水利施設の維持管理等を通じて、我が国の食料生産基盤を支えるとともに、国土保全や農村景観の形成など、農村地域の多面的機能の発揮に大きく貢献してきました。

以降、戦後の農地解放と食料増産政策を背景に、農地・農業水利施設の整備が全国的に推進され、これに伴い、土地改良区が地域社会に果たす責務と役割は飛躍的に拡大しました。

しかしながらこの間、農業者の減少や高齢化の進展、農産物の輸入自由化等による農業経営環境の転換など、農業を取り巻く国内外の社会経済情勢は大きく変貌し、土地改良区の組織運営体制の脆弱化という新たな懸念が生じました。

このため、県では、重畳・重複地区の解消や経営効率化を図るため、平成 2 年に「土地改良区統合整備基本計画」を策定し、以後 5 年ごとに見直しを行いながら、関係団体や市町村と連携して統合整備を推進してきました。

その結果、平成 2 年に 112 地区であった土地改良区数は、現在 47 地区にまで統合が進み、組織の合理化において一定の成果を取めたものと認識しています。

しかしながら、現在においても、専任職員の不在や少人数による運営体制であるがために、組織運営に支障を来している土地改良区が依然として存在しています。加えて近年では、組合員数の減少傾向の加速や、国際情勢の不安定化等に起因する燃料費・電気料金・資材価格等の高騰、さらには高度経済成長期に整備された農業水利施設の更新時期の到来など、土地改良区を取り巻く環境は厳しさを増しています。

一方で、土地改良区が果たすべき公共的使命の重大性に鑑みれば、組織運営におけるさらなる透明性の向上や経営基盤の安定化は喫緊の課題となっています。

また、将来にわたる農業水利施設等の保全体制構築や気候変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害への対応、女性理事をはじめとする多様な人材を取り入れた組織の活性化など、土地改良区に寄せられる社会的期待はこれまでにないほどの高まりを見せています。

土地改良区が地域の期待に応え、将来にわたってその使命を果たし続けるためには、土地改良区が自らのあるべき将来像を検討し、持続的な運営体制の構築に向けて主体的に取り組むことが強く求められています。

こうした状況を鑑み、将来を見通した土地改良区の運営基盤強化を図るため、平成 26 年 2 月に策定した「宮城県土地改良区組織運営基盤強化推進基本方針」の趣旨を包含しつつ、これを発展させたものとして、「宮城県土地改良区運営基盤強化基本計画」を策定するものです。

2. 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

3. 進行管理

計画期間中は本計画に位置づけた各種施策の実施状況や達成状況を毎年度確認しながら、計画的に施策を推進します。また、農業・農村を取り巻く情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

Ⅱ. 土地改良区の現状と課題

1. 土地改良区を取り巻く情勢

(1) 農業・農村を取り巻く環境

我が国では少子高齢化が社会問題となっており、農村地域では昭和 45 年以降、一貫して人口が減少してきました。令和 2 年度における農村地域の高齢化比率（65 歳以上人口の比率）は 35%（都市部は 25%）と都市部に比べて 20 年程度早く高齢化が進行していると言われています。¹

また、農業集落²は農作業等を世帯間で助け合い、農道・水路・共有林等の保全といった地域資源の維持管理機能等、多様な機能を発揮していますが、農林水産政策研究所の分析³によると、存続が危惧される集落⁴は、平成 27（2015）年の 2 千集落から令和 27（2045）年には 1 万集落へと 4 倍以上に増加すると予測されています。

農業を支える基幹的農業従事者は、平成 22 年に 205.4 万人でしたが、令和 6 年は 111.4 万人、平均年齢は 66.2 歳から 69.2 歳に上昇⁵するなど、農業者数の減少と高齢化が同時進行しており、農業の持続可能性が危ぶまれる状況です。

農業者数の減少に呼応して農地も減少しており、農地面積はピーク時の 609 万 ha（昭和 36 年）から令和 6 年には 427 万 ha へと減少⁶しました。農業水利施設に関しては、相当数が戦後から高度経済成長期にかけて整備されたもので老朽化が進行しており、基幹的施設の 58%と水路延長の 48%が標準耐用年数を超過し、毎年のように漏水等の突発事故が発生しています。

また、従来、農家の共同活動によって支えられてきた水路や農道等の維持管理活動は、年々継続が困難になっています。このため、多面的機能の享受者でもある非農家に対して、農業水利施設の果たす役割への理解を広め、地域全体で施設を支えるための新たな連携の在り方を検討していくことが求められています。

加えて、近年では気候変動に起因するとみられる台風・豪雨災害が頻発しており、災害への備えも必要となっています。

¹ 参照元：令和年度 食料・農業・農村白書第 3 章第 1 節(1)農村人口の動態

² 市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理、農機具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭、その他生活面に及ぶ密接な結び付きの下、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。

³ 農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測－西暦 2045 年における農村構造－」

⁴ 集落人口が 9 人以下でかつ高齢化率が 50%以上の集落

⁵ 参照元：令和 6 年度 食料・農業・農村白書第 2 章第 2 節(1) 農業経営体等の動向

⁶ 参照元：作物統計調査 / 面積調査 確報 令和 6 年耕地及び作付面積統計

（２）土地改良区を取り巻く環境

土地改良区は組合員からの賦課金を主な収入源としていますが、組合員数は一貫して減少傾向にあり、賦課金収入の大幅な増加は見込み難い状況にあります。

一方、高度経済成長期に盛んに整備された農業水利施設は老朽化が進行し、整備補修費用や更新費用が増加しています。加えて、気候変動により頻発化・激甚化する台風・豪雨災害にかかる復旧費用や、国際情勢の不安定化に起因する燃料費・電気料金・資材価格等の高騰が運営費を圧迫しており、土地改良区には一層の経営努力が求められています。

農業分野においては、農業の成長産業化に向けたデジタル技術の活用による効率化が進められています。今後は、ロボット農機や自動給水栓など、スマート農業技術の活用を前提とした効率的な営農形態に対応したほ場整備が増加していくものと見込まれており、土地改良区には、こうした変化を支える施設管理の高度化や省力化に向けた主導的な役割が期待されています。

また、平成 30 年には土地改良区の運営基盤強化を目的に、①土地改良区の組合員資格に関する措置、②土地改良区の体制の改善に関する措置の 2 点に主眼を置いた土地改良法の改正⁷が行われました。

（３）各種施策の方向性

● 食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）

改正食料・農業・農村基本法に掲げる基本理念の実現に向け、「食料、農業及び農村に関する団体の役割・取組」として以下のとおり記載されています。

- ・ 改正基本法の基本理念を実現するためには、食料システム全体として取り組むべき、環境負荷低減の取組、合理的な価格形成の推進、農村における農地保全のための共同活動や鳥獣被害防止の取組などが重要となっている。これらの取組は個々の農業者や食品事業者、地域住民では対応が困難であり、食料、農業及び農村に関する幅広い団体の役割が重要である。
- ・ 全国の土地改良区の組合員数及び受益面積はともに減少傾向にあり、また、土地改良区の合併が進み、1 改良区当たりの組合員数及び受益面積は増加傾向にあるものの、受益面積 300ha 未満が全体の約 7 割、専任職員不在が 5

⁷ 【H30 土地改良法改正の内容】

①組合員資格に関する措置

所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制廃止、農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格得喪通知の手続簡素化、准組合員・施設管理准組合員の導入、耕作者理事の義務付け、利水調整規程の策定

②体制の改善に関する措置

総代会制度の見直し、土地改良区連合の事業範囲拡大、貸借対照表の公表・作成義務化、員外監事の導入

割弱を占め、運営基盤に課題を抱えている地区も多く、地域の農業水利施設の保全に必要な体制が脆弱化している。

このため、土地改良区や市町村、集落等の関係団体が協議を通じて役割分担を明確化し、地域内の関係者が連携して地域の農業水利施設の保全に取り組むための計画「水土里ビジョン」⁸を策定する仕組みを設けること等により、地域の農業水利施設の保全に必要な体制の構築、土地改良区の再編整備（合併等）をはじめとする運営基盤の強化を推進する。

● 土地改良長期計画（令和 7 年 9 月 12 日閣議決定）

今後の土地改良事業の基本的な方向性を明確に示すとともに、農業・農村の豊かな未来に向け、農業構造転換集中対策期間で実施する具体的な対策を位置付けるべく、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間として策定されたものです。この計画において、「土地改良区の運営体制の強化」として以下のとおり記載されています。

- ・ 地域の農業水利施設の保全の取組が持続的に行われるよう、土地改良区の再編整備（合併等）を始めとした、水土里ビジョンに基づく土地改良区の運営基盤の強化を推進する。あわせて、土地改良区の運営基盤の強化の前提となる土地改良区の経営診断・改善指導、研修等を支援する。さらに、改正土地改良法で理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮する旨が規定されたことも踏まえ、地域の実情に応じつつ女性・若者等の理事への登用を推進する。

● 第 3 期みやぎ農業農村整備基本計画（令和 3 年 3 月策定）

本県では国の施策や新みやぎの将来ビジョン、みやぎ食と農の県民条例・基本計画を受け、「みやぎ農業農村整備基本計画」として基本的な農業農村整備の方針を設定しています。当該計画では、「土地改良区の役割」を以下のとおり位置付けています。

- ・ 農業水利施設をはじめ多様な農業生産を支える土地改良施設の管理主体と

⁸ 【水土里ビジョン】

令和 7 年 4 月に施行された改正土地改良法において創設された「連携管理保全計画」の通称である。

水土里ビジョンは、地域計画で描かれた地域の将来の姿を踏まえ、20 年から 30 年後の将来を見通して、「基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組」、「保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化などの取組」に関する事項について、地域の議論を経て土地改良区が策定する。

水土里ビジョンの策定により、地域の農業生産基盤の保全と土地改良区の運営基盤の強化が一体的に推進されるとともに、農業農村整備事業等の新規地区採択や施設維持管理費、整備補修費に係る補助対象の拡大、補助率のかさ上げなどの優遇措置の適用を受けることが可能となる。

して、水管理組織と連携しながら、多様な農業生産を支えるために農業水利施設について適切に維持管理します。また、農業・農村が有する地域資源が適切に管理されるよう保全管理組織の運営支援等を推進します。

2. 本県土地改良区の概況

- ・ 本県における主要な水田地帯は低平地に分布しており、排水不良の傾向があることから、ほ場のかんがい・排水管理は自然流下に加え、ポンプの稼働による用排水管理が広く採用されています。このため、土地改良区の運営は、施設の運転・維持管理・更新にかかる経費変動の影響を強く受ける構造となっており、特に沿岸部においては、東日本大震災に伴う地盤沈下により、排水機場の運転時間が震災前と比較して恒常的に増加しています。加えて、近年の燃料費・電気料金・資材価格等の高騰は、土地改良区の運営経費を圧迫する主な要因となっています。
- ・ 河川下流域は都市部の雨水排水が集中するため、浸水被害が発生しやすいという地形的特性を有しています。このため、下流域を受益地とする土地改良区では、近年の豪雨災害の頻発化によって、災害対応や復旧にかかる費用が増加傾向にあります。
- ・ 中山間地域は条件不利地が多く、組合員数の減少幅が大きく、組織基盤の維持に課題を抱えています。また、受益地が他の土地改良区と地理的に隔絶しており、統合整備の候補となる土地改良区が周辺に存在しない地区も少なくありません。

3. これまでの取組

(1) 土地改良区統合整備基本計画等に基づく統合整備の推進

これまで県では、重畳・重複地区の解消、事務運営の合理化によるコスト削減を通じた運営基盤の強化を図るべく、土地改良区の統合整備を推進してきました。

本県の土地改良区数は昭和34年に最大となる241地区となりましたが、取組の結果、平成2年には112地区まで解散や合併が進みました。

この頃、少子高齢化社会の本格的な到来による農家減少や、農産物における海外からの輸入自由化など、国内農業を取り巻く環境が大きく変化しつつあり、土地改良区の運営も不透明になっていくことが想定されました。そのため、県では統合整備による土地改良区の運営基盤強化を一層推進すべく、「宮城県土地改良区統合整備基本計画」を新たに策定し、第4次まで取組を推進してきました。

平成23年3月には東北地方・太平洋沖地震が発生し、第5次計画は検討が中断されたものの、本県における統合整備の取組における基本的な方針を定めた

「宮城県土地改良区組織運営基盤強化推進基本方針」を平成 26 年に策定し、「500ha 未満土地改良区の解消」「一市町一土地改良区の実現」を基本方針として現在まで運用されています。

関係団体や市町村との連携による取組の結果、平成 2 年に 112 地区であった土地改良区数は、現在 47 地区にまで統合が進み、組織の合理化において一定の成果を収めたものと認識しています。

名称 (対象年度)	策定理由等	策定 年月	目標 地区数	実績 地区数	達成率
第1次宮城県土地改良区 統合整備基本計画 (H2～H7)	コメの供給過多による米価下落、生産調整及び農業生産物の自由化など、農業及び土地改良区を取り巻く環境が不確実なものとなっていたため、地域の重畳・重複解消によって効率的な土地改良事業の推進を可能とすることを目的に策定 (重複面積の86%を解消)	H2.2	112→54	95	29.3%
第2次宮城県土地改良区 統合整備基本計画 (H7～H12)	ウルグアイ・ラウンド交渉において、米の最低輸入が決定されるなど、農業を取り巻く情勢が厳しさを増し、対策事業の実施と地域の重複・重畳解消をさらに進めることを目的に計画を見直し、1次計画を引き継ぐ形で策定 (重複土地改良区28地区→22地区に減少)	H7.7	95→50	77	40.0%
第3次宮城県土地改良区 統合整備基本計画 (H12～H17)	H11に食料・農業・農村基本法が施行され、食料の安定供給確保、農業の持続的発展、多面的機能の発揮等、法の基本理念実現のため、土地改良区は公共・公益的な機能を担う組織としての役割が期待されることとなった。これにより、土地改良区の経営効率化を一層推進するため、第2次計画を引き継ぎ策定	H12.10	77→52	64	52.0%
第4次宮城県土地改良区 統合整備基本計画 (H17～H22)	財政基盤が脆弱で、職員数が極端に少ない土地改良区が引き続き存在していたため、第3次計画を引き継ぎ策定	H17.11	64→44	56	40.0%
宮城県土地改良区 組織運営基盤強化推進基本方針 (H26～)	第4次計画が終了したことから第5次計画を検討していたが、東日本大震災の発生により計画検討が中断された。農地の復旧・復興事業が優先となったため、計画は策定せずに統合整備の基本的な推進方針として策定	H26.2	—	47	—

※目標達成率は(土地改良区数－実績)÷(土地改良区数－目標)×100で算出

(2) 土地改良区体制強化基本計画の策定推進

国は平成 28 年 1 月に土地改良区が主体的に取り組む組織運営基盤・事業実施体制の強化を集中的に支援するため、土地改良区体制強化事業を策定し、土地改良区自らが作成する「土地改良区体制強化基本計画」の策定を推進することとしました。同事業及び計画においては、

- ・土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制を強化
- ・専任職員不在の土地改良区解消

が政策目標として掲げられました。

本県においては、令和 6 年度時点で 8 の土地改良区が計画を策定しています。

(3) 平成 30 年土地改良法改正への対応支援

土地改良区は組合員数や職員数の減少により、業務執行体制が脆弱化するおそれがあります。そのため、国は平成 30 年に土地改良区の適正な業務運営の確保と事務の効率化・改善を目的とする土地改良法の改正を行いました。

改正土地改良法では、

- ・ 貸借対照表の作成、公表義務化
- ・ 組合員外の監事の登用義務化
- ・ 准組合員、管理施設准組合員の導入
- ・ 総代会の設置要件見直し

などが盛り込まれ、土地改良区運営の自主性や透明性が重視されることとなりました。

本県においても貸借対照表の作成支援などを中心に、土地改良区における法改正への支援を行い、対応が完了しています。

4. 本県土地改良区の現状

- ・ 本県土地改良区を受益面積規模別に区分すると、300ha 未満の土地改良区は全体の約 21%となっています。全国平均は約 66%であり、本県における土地改良区の統合整備は相対的に進展しています。
- ・ 組合員数は、耕作者の高齢化等に伴って年々減少しており、平成 23 年度の 78,042 人から令和 7 年度には 61,427 人となり、約 20%減少しています。
- ・ 令和 7 年 4 月時点で職員が不在の土地改良区は 2 地区あり、職員が 1 名以下の地区も 8 地区と全体の約 2 割が 1 名以下の職員で運営されている状況です。なお、職員数は長期的な減少傾向を経て、近年は概ね横ばいで推移しています。
- ・ 複式簿記の導入状況については、単式簿記継続の例外要件を満たす 2 地区を除き、全ての地区で導入済みです。
- ・ 多様な人材の参画による組織体制の強化を目的に、女性理事の登用に取り組んでいます。国は令和 12 年度までに登用率を 10%とする目標を掲げておりますが、本県においては、令和 8 年 3 月末時点で 23 地区、38 名が登用され、理事総数に対して登用率 7.8%となる見込みです。
- ・ 令和 7 年 4 月に施行された改正土地改良法に基づき、地域の関係者と連携して農業水利施設等の保全を図るため、水土里ビジョンの策定に取り組んでいます。
- ・ 令和 8 年 3 月末時点で 3 地区 3 ビジョンが策定される見込みであり、加えて複数の地区で策定に向けた検討が進められています。

5. 本県土地改良区が抱える課題

令和7年11月、本県土地改良区の運営実態を把握するため、「令和7年度土地改良区運営状況等調査」を実施いたしました。

当該調査結果等から把握された主な課題は以下のとおりです。

① 組織・人材の課題

▽人材の確保・育成

- ・専任職員数が不足している。
- ・役員のなり手不足が常態化し、定数充足のための調整が負担である。
- ・総代のなり手が不足しており、総代会の現地出席率も低い。
- ・職員の資質向上に課題意識を有している。

▽組織運営・ガバナンス

- ・女性理事の登用に至っていない。
- ・内部統制に関する規定が整備されていない。
- ・水土里ビジョン策定に向けた検討に至っていない。

▽組合員・地域との関係

- ・組合員、地域の土地改良区運営に対する関心が低下している。
- ・広報活動が不十分である。

② 財政・会計の課題

▽財政基盤の脆弱化

- ・組合員数の減少や諸物価の高騰等が財政を圧迫している。
- ・賦課金未納者の増加が懸念される。

▽会計・積立

- ・賦課金の算出根拠が明瞭でない土地改良区が存在する。
- ・複式簿記は導入済であるが、財務諸表の活用は不十分である。
- ・計画的な施設更新費用の積立が行われていない。

③ 施設維持管理・更新の課題

▽コストの増加・資金不足

- ・施設の老朽化により維持管理費が増加している。
- ・燃料費・電気料金・資材価格等の高騰により、施設維持管理費、更新費用が増加している。

- ・気候変動による施設稼働時間の増加により、維持管理費の負担が増加している。
- ・施設老朽化により点検、整備の頻度が増加している。
- ・工事費の上昇により、今後の維持管理が困難になるものと懸念される。
- ・突発事故対応が頻発し、資機材の在庫確保等が困難になっている。
- ・土地改良施設維持管理適正化事業について、採択から工事着手まで長期間を要するため、諸物価の高騰により採択時の事業費では不足が生じ、予定した整備補修が行えない。

▽施設台帳等の不備

- ・施設台帳の整備が不十分である。
- ・維持管理計画書を適切に更新していない。
- ・施設整備補修計画の整備が不十分である。
- ・施設更新計画の整備が不十分である。

▽統合整備

- ・統合整備の意向はあるものの具体の調整に着手できていない。

Ⅲ. 将来に向けて望まれる土地改良区の姿

土地改良区は本県の農業・農村の振興・発展に極めて重要な役割を担っており、将来にわたってその機能を持続的に発揮できるよう、運営基盤を充実させていく必要があります。

これまでの統合整備基本計画等に基づく土地改良区の合併は、ともすれば行政主導と受け取られがちでしたが、農業情勢が厳しさを増す中、土地改良区には自らのあるべき将来像を検討し、自主的・自立的に組織運営基盤の強化に取り組んでいくことが強く求められています。

今後の検討や取組を行っていく上での一つの指針として、望まれる土地改良区の在り方を以下に示します。

なお、本指針は、平成 26 年 2 月に策定した「宮城県土地改良区組織運営基盤強化推進基本方針」において示した指針を踏まえつつ、現下の土地改良区を取り巻く情勢及び課題を鑑みて策定するものです。

1. 強固な運営基盤と組織運営の公正性・透明性を備えた土地改良区

土地改良区は、土地改良法に基づき、土地改良事業を施行するため、都道府県知事の認可により設立された法人です。

地区内の参加資格者全てが組合員とされ、その事業に要する経費を賦課徴収する権限を有しています。こうした極めて公共性・公益性の高い事業を将来にわたり持続的かつ適正に実施していくためには、強固な運営基盤と組織運営の公正性・透明性の確立が不可欠です。

一方、土地改良区を取り巻く環境が厳しさを増す現在、特に小規模な土地改良区では、組織の脆弱化の傾向が顕著であり、組織体制の強化は喫緊の課題となっています。

● 職員体制の強化と技術・ノウハウの円滑な継承

土地改良区の多くで専任職員数が不足しており、事務系・技術系を問わず、職員の確保が喫緊の課題となっています。また、現職員の資質向上に対する取組も不十分な傾向にあります。

組織運営の安定化と事業の確実な実施のため、計画的な職員の採用・育成と、技術・ノウハウを組織的に蓄積・共有する体制の構築を推進する必要があります。

● 役員・総代の確保と組織運営体制の適正化

農業者の高齢化・減少に伴い、役員のなり手不足が常態化し、定数充足のための調整が大きな負担となっています。また、総代のなり手も不足し、総代会の現地出席率が低下している場合も見受けられます。

組織運営の活性化と負担軽減を図るためには、組合員が参加しやすい仕組みの導入や、役員定数の適正化、さらには将来を担う人材の計画的な育成に注力することが求められます。

● 賦課金徴収体制の強化と未収金問題への対応

賦課金未納者の増加が懸念されており、未収賦課金が土地改良区の財務基盤を脅かすリスクが高まっています。

賦課金収入の確保は事業継続の生命線であり、滞納者への催告・指導の徹底に加え、差押等の滞納処分も視野に入れた組織的な徴収体制を一層強化する必要があります。

● 会計の透明性向上と財務諸表の戦略的な活用

一部の土地改良区において、賦課金の算出根拠が組合員に対し明確に説明できていない状況が見受けられます。また、複式簿記は導入済みであっても、作成された財務諸表が十分に活用されていない状況にあります。

公正・公平で組合員に説明可能な会計処理を徹底するため、賦課金の算出根拠の明確化が必要です。さらに、財務諸表を経営分析や事業計画策定に活かすことで、土地改良区の経営改善に繋げる必要があります。

● 情報公開の徹底と組合員意見の運営への反映

担い手や法人の育成・農地集積が進む中で、従前よりもコスト意識の高い組合員が増加し、賦課金額の根拠に対する明確な説明責任と一層の経費節減が、強く求められています。

土地改良区自らが積極的に事業運営情報を公開し、説明責任を徹底するとともに、組合員の多様な意見を組織運営や意思決定に反映する仕組みを早急に確立する必要があります。

● 組織の信頼性を支える内部統制機能の確保

内部統制に関する規定が未整備の土地改良区が存在しており、不祥事発生のリスクを抱えています。

組織の信頼性を維持し、事務処理の適正性を担保するため、内部統制機能が確実に機能する体制を速やかに構築する必要があります。

● 組織運営における多様性の確保

組織運営における多様性確保の重要性が認識されつつも、女性理事の登用に至っていない土地改良区が多く存在します。

組織運営に多様な視点を取り込むことは、時代に即した運営を行う上で不可欠であり、一層の登用推進に取り組む必要があります。

● 統合整備による組織体制の強化

土地改良区の規模や管理施設、地域事情はさまざまであり、今後どのような土地改良区を目指すのかは、地域農業の将来像を踏まえ、各土地改良区が自主的・自立的に判断すべきものです。

大規模な施設がなく、市町村の協力があり、集落の機能も維持され、組合員の理解と協力が得られる場合には、現状の地域のまともりのまま、組織を維持することも一つの選択です。

しかし、今後の地域農業を支える団体として果たすべき役割を踏まえれば、組織体制の強化は重要な課題であり、統合整備はその有効な手段の一つであることから、積極的にこれを検討する必要があります。

2. 施設の長寿命化と安定稼働を実現する土地改良区

安定的な農業生産を支えるためには、農業水利施設の機能が適切に維持されていることが不可欠です。しかしながら、既に多くの施設が更新時期を経過しており、その補修や更新にかかる費用が財政的負担として顕在化しています。

老朽化が進む中で、施設の機能を将来にわたり確保するためには、計画的な施設更新と長寿命化対策が必須であり、これを可能とする技術力の向上と財務的な資産管理の仕組みが求められています。

● 施設の長寿命化と技術力の向上

施設の老朽化が進行した結果、維持管理費が増加し、点検・整備の頻度が増加しています。しかしながら、これらの業務を適時適切に行うための技術力が不足している土地改良区が散見されます。

組合員負担の軽減と施設機能維持の両立を図るためには、適切な日常管理与計画的な整備補修を通じて施設の長寿命化を徹底し、トータルコストの低減を目指す必要があります。そのためには、組織全体の維持管理に関する技術力の向上が求められています。

● 施設台帳、整備補修・更新計画の整備と計画的な資金積立

施設台帳、整備補修計画、更新計画などの基礎的な計画の整備が不十分な土地改良区が見受けられます。このため、中・長期的な施設更新の見通しを把握できず、計画的な施設更新費用の積立が行われていない状況にあります。

施設台帳・計画類を整備した上で、客観的なデータに基づき、将来的な施設の

更新時期と必要経費を算定する必要があります。あわせて、事前積立の必要性を組織で共有し、将来にわたる負担の公平性・安定性を確立する必要があります。

● 物価高騰リスクへの対応力強化

燃料費・電気料金・資材価格等の高騰により、施設の維持管理費及び更新費が増加しており、今後の施設維持管理の継続が困難になることが懸念されます。

「土地改良施設維持管理適正化事業」においては、物価高騰により当初の事業費が不足し、予定された整備補修が行えない事例が発生しています。

このため、土地改良区は、物価変動リスクを織り込んだ事業計画・積立計画の策定や、補助率の嵩上げ・補助対象施設の拡大につながる水土里ビジョン策定などに取り組むことが求められます。

3. 地域農業の振興と多様な主体との連携強化に取り組む土地改良区

土地改良区は、農地・農業用水等の適切な保全管理を通じて、農業・農村が有する多面的機能の発揮に大きく貢献しています。この重要な役割を持続的に果たすためには、土地改良区が地域農業振興の中核として機能するとともに、地域住民を含む多様な主体との連携を強化し、保全管理体制を再構築することが不可欠です。しかしながら、こうした役割について、地域の理解は未だ十分とは言えず、積極的な広報活動を継続する必要があります。

● 担い手の育成・確保と生産基盤の最適化による地域農業の振興

農業・農村を取り巻く情勢が変化する中で、地域農業の担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。担い手の不足は、土地改良区組織を担う人材不足を招くだけでなく、耕作放棄地の増加による賦課金徴収の不安定化を招き、土地改良区の運営基盤を弱体化させる明確なリスクとなります。

土地改良区には、自らの運営基盤維持のためにも、地域農業の将来を見据えた担い手の確保・育成やスマート農業の実装による生産性向上・省力化等に向けた議論に主体的に参画し、地域農業の持続性維持に貢献することが求められます。

● 多様な主体の参画による施設管理体制への移行

農村の都市化や混住化、農業者の高齢化の進行に伴い、これまで集落の共同活動によって支えられてきた末端水路や農道等の保全管理は、その継続が年々困難な状況に陥っています。この課題を克服し、地域資源が有する多面的機能を次世代へ継承するためには、地域住民を含めた多様な主体の参画を得ることが不可欠です。

土地改良区が主導的な役割を果たし、多面的機能支払交付金の活動組織をは

じめとする多様な主体との連携促進や積極的な広報活動による地域の理解深化を通じ、地域全体を巻き込んだ持続可能な維持管理体制へ移行することが求められます。

4. 自然災害等への強靱な対応力を有する土地改良区

土地改良区は、浸水被害を未然に防止する排水機場の運転・管理等を通じ、地域住民の生命・財産を守る極めて公共性の高い役割を担っています。

近年、自然災害の頻発化・激甚化に加え、突発的な事故リスクも高まっており、農業水利施設の機能維持と、災害発生時における迅速な応急対応が課題となっています。しかしながら、多くの土地改良区において、応急対応に必要な資機材の備蓄や迅速な復旧のための技術力保持に苦慮している面が見受けられます。

こうした状況を打破するため、土地改良区には、初動対応に必要な資機材や技術を平時から備える高度な危機管理体制を確立することが求められます。さらに、復旧事業の採択・着手までに要する期間を考慮し、緊急措置に充当できる備荒積立金等の財務的な備えを計画的かつ確実に確保し、財政的な強靱性を高める必要があります。

● 応急対応体制の整備

応急対応に必要な資機材の在庫確保が困難となっている土地改良区が散見されます。また、迅速な応急復旧のための技術力の保持に課題を抱えています。

緊急時対応力を強化するため、資機材の計画的な備蓄や周辺土地改良区等との連携を進めるとともに、職員の応急復旧技術力の保持・向上に組織的に取り組む必要があります。

● 備荒積立金等の確保による財政的基盤の強化

災害発生時、復旧事業の採択・着手までには一定の期間を要するため、緊急的な緊急措置や初動対応に要する資金は平時から確保しておく必要があります。

将来の災害・事故に備え、備荒積立金等の必要性を組合員と共有し、計画的かつ確実な積立を推進することで、緊急時における財政面での対応力強化が求められます。

5. 水土里ビジョンの策定・実践に取り組む土地改良区

● 水土里ビジョンによる複合的課題への対応力強化

水土里ビジョンは、地域計画で描かれた地域の将来の姿を踏まえ、20年から30年後の将来を見通し、地域の農業生産基盤の保全及び土地改良区の運営基盤に関する事項について、地域の議論を経た上で、土地改良区が策定するものです。

水土里ビジョンの策定及び水土里ビジョンに基づく取組の推進は、土地改良区が抱える複合的課題の解決に資する極めて重要な取組ですが、策定にかかるマンパワー不足等から、検討に着手していない土地改良区が存在します。

水土里ビジョン策定の趣旨や策定により得られるメリット措置を組織として把握し、速やかに検討に着手することが求められます。

〈水土里ビジョン策定により期待される効果〉

○地域の農業生産基盤の保全

▽施設更新・補修

適切な更新計画の策定や長寿命化に向けた整備補修計画の策定

▽多面活動

活動の効率化や取組拡大に向けた事務受託の推進

▽民間業者との連携

保全活動の実施に当たっての建設業者等との連携強化

▽荒廃地対策

営農環境の維持のための荒廃農地の一時的な管理体制の確保

▽関係者との役割分担

施設の公益性等を踏まえた市町村等との役割分担や負担の調整

○土地改良区の運営基盤の強化

▽経営収支健全化

経営状況の見える化や支出の削減、安定的な財源の確保

▽人材確保

土地改良区の活動の活性化に向けた職員・多様な役員の確保

▽統合再編

運営基盤の強化に向けた土地改良区の合併等

▽ガバナンスの確保

業務継続計画（BCP）の策定や外部監査の導入

IV. 取組方針及び推進体制

土地改良区の安定的かつ持続可能な運営体制の確立を目的とし、その自主的・自立的な組織運営基盤の強化に向けた取組を支援するため、本計画では次の項目を基本的な取組方針とします。

取組の推進にあたっては、土地改良区の規模や管理施設、統合整備の進捗等の地域事情を踏まえ、宮城県農村振興課、地方振興事務所（地域事務所）農業農村整備部、宮城県土地改良事業団体連合会が連携し、指導を行います。

また、取組の進捗については、東北農政局、宮城県、宮城県土地改良事業団体連合会で組織する宮城県土地改良区運営基盤強化協議会において共有し、推進の方向性について協議するとともに、必要に応じて関係機関への助言を行います。

1. 水土里ビジョン策定推進

○ 水土里ビジョンには、施設の更新・整備補修計画、人材確保方針、経営収支の健全化方針等が盛り込まれ、運営基盤強化に直結することから、土地改良区の受益面積のうち、水土里ビジョンにより地域の農業水利施設等の保全体制が構築された割合を8割以上とすることを目標とします。

- ・ 水土里ビジョンの策定に当たっては、土地改良区自らが組織を取り巻く厳しい環境や抱える課題を「自分たちの問題」として強く認識し、将来の展望を主体的に描き出す姿勢が不可欠です。このため、土地改良区には、自らの運営実態を客観的に分析し、将来にわたって健全な運営を継続するための具体的な対応策の検討に、主体性を持って取り組むことを求めます。
- ・ 土地改良区の策定着手に向けた意識の醸成を図るため、策定の意義や必要性、策定のプロセスやメリット措置等について、個別訪問をはじめとする情報発信に取り組みます。
- ・ また、土地改良区が検討を開始した場合には、策定に向けた伴走型の支援を行います。

2. 財務管理強化

イ. 財務諸表等の作成及び提出

○ 財務諸表等の早期提出を徹底し、適正な会計処理に基づく経営体制の確立を推進します。

- ・ 土地改良法に基づき作成が義務付けられている決算関係書類（事業報告

書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録）に、県独自に提出を求める正味財産増減計算書等を加えた書類（以下「財務諸表等」という。）の提出を求め、経営状況の適時・的確な把握による会計指導の充実を図ります。

- ・ 財務諸表等の提出期限を9月末までと明確化し、迅速な書類作成と報告の徹底を指導することで、土地改良区の運営における透明性の向上とリスクの早期発見を推進します。

ロ. 複式簿記会計を活用した経営診断の推進

○ すべての土地改良区における経営診断の実施を目標とします。

- ・ 財務諸表等により把握された基礎指標⁹に基づく収支分析を実施し、各土地改良区が自らの経営状況を正確に把握できるよう支援します。
- ・ 施設の老朽化状況に応じた将来の負担額を算出し、収支分析の結果を踏まえた施設更新積立計画の策定に対する助言を行うことで、持続可能な施設管理体制の構築を支援します。
- ・ 経営診断の結果を踏まえ、経営改善方針の検討を行います。

3. 施設管理強化

○ 計画的な保全管理による施設の長寿命化と維持管理コストの低減を推進します。

- ・ 土地改良施設の機能を将来にわたり維持していくためには、予防保全の考え方に基づく計画的な維持管理が不可欠です。また、施設の適切な管理や賦課金徴収の根拠となる維持管理計画書については、時宜に応じた見直しが求められています。
- ・ 土地改良施設の機能診断を実施するとともに、機能保全計画¹⁰の策定を支援します。

⁹ 【基礎指標】

事業活動収支比率：当年度の収入で当年度の支出が賄えているかを判断する指標

金融資産残高比率：現預金・積立資産の保有の増減により財務運営の余裕度を見る指標

賦課金納付率：財務運営の基礎である賦課金の納付状況を見る指標

経常賦課金調定額充足率：経常賦課金水準の妥当性を判断する指標。100%であれば妥当な水準、100%未満であれば経常賦課金収入で経常的経費を賄えず積立資産を取り崩す運営状況

¹⁰ 水利施設等保全高度化事業等の中で作られる

あわせて、施設の状態を踏まえた整備補修計画¹¹や施設更新計画¹²の策定を支援し、将来の財政負担を見据えた計画的な管理体制の構築を図ります。

- ・ 水土里ビジョンの策定を推進し、これを要件とするメリット措置（水利施設管理強化事業¹³・土地改良施設維持管理適正化事業¹⁴）の導入を図ることで、施設維持管理費や整備補修費の負担軽減を図ります。
- ・ 土地改良法に基づき作成が義務付けられている維持管理計画書について、管理対象施設や管理方法等の変化に即した適切な見直しを推進します。

4. 統合整備等強化

イ. 統合整備等の基本方針

- これまで基本方針として運用してきた「500ha 未満土地改良区の解消」「一市町一土地改良区の実現」に加え、次に掲げる視点を総合的に勘案し、組織の存続、ひいては土地改良事業の継続性を確保する上で統合整備が有効な手段と判断される場合には、具体的な検討着手に向けた働きかけを積極的に行います。

① 財務の視点

- ・ 財務分析指標及び経営改善方針に基づき、独立運営を維持するために必要な収支規模を算定した結果、将来の組織運営に支障が生じると予想される場合。
- ・ 具体的には、賦課金収入等の収支規模、標準的な財務分析指標との乖離状況及び組合員数の減少推移等を踏まえ、今後 10 年程度で安定的な運営に重大な支障を来すと見込まれる土地改良区に対し、早期の統合整備に向けた検討を促します。

② 人材の視点

- ・ 安定的かつ健全な組織運営を支える人材の確保に懸念が見られる場

¹¹ 水土里ビジョン様式（別添 3-1）

¹² 水土里ビジョン様式（別添 3-2）

¹³ 整備補修事業のうち、水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修について、補助率を引き上げる（補助率 30%→40%）とともに、資金の造成に財政融資資金を活用することにより、任意の年度に実施可能（基本的には加入初年度に実施）

¹⁴ 水土里ビジョンに位置付ける国営造成施設等の維持管理を支援する「連携管理保全型」を創設（国補助率 約 19%（実質）→25%）

合。

- ・ 具体的には、職員数及び専門的知識の不足により、日々の出納、庶務や施設維持管理、関係機関への対応等に支障が生じている場合、又は ICT 活用や内部統制、個人情報保護といった高度化する業務への対応が困難な場合等、今後 10 年程度で組織運営に重大な支障を来すと見込まれる土地改良区に対し、早期の統合整備に向けた検討を促します。

③ 施設管理の視点

- ・ 土地改良施設の老朽化状況及び維持管理コストの将来予測に基づき、中長期的な施設管理及び更新事業を適正に執行することが困難であると予見される場合。
- ・ 具体的には、適切な修繕・更新計画の立案及び必要な予算の確保見通しが不十分な場合、あるいは大規模な施設更新事業の導入や多額の借入金の償還を適切に管理・執行できる体制が整っていない場合等、今後 10 年程度で維持管理体制の破綻や農家負担の過度な増大を招くおそれがある見込まれる土地改良区に対し、早期の統合整備に向けた検討を促します。

ロ. 統合整備推進地区

- ・ 統合整備の動きがある地区は全て、推進地区として支援します。

5. その他

イ. 女性理事登用

- 県内の全土地改良区における女性理事の登用を実現し、未登用地区を解消するとともに、女性理事の登用割合を 10%以上とすることを目標とします。

- ・ 農業・農村における女性の役割が重要性を増す中、意思決定過程への女性の参画は、多様な視点による組織運営の活性化や、地域社会に開かれた透明性の高いガバナンスを構築する上で不可欠です。
- ・ 女性理事候補者となりうる人材の発掘・育成に向け、男女共同参画に関連する各種イベントにおける広報活動や研修会を開催する等、次代を担うリーダーの確保を支援します。

ロ. 理事定数の適正化

- 組織規模等を踏まえた理事定数への見直しを推進します。

- ・ 土地改良区の運営において、女性・若者等も含めた多様な意見を確保することは、持続可能な組織体制を構築する上で不可欠な取組です。
一方、土地改良区の組織規模が縮小する中で、実態に対して過大な理事定数が維持されることは、会議の招集・調整や諸手当の支払事務等の運用コストを相対的に増大させるとともに、意思決定の迅速性や実効性を失わせる要因となっています。
また、役員のなり手不足等により定数の確保自体が困難な状況下では、事務局職員が定数充足のための就任依頼等に多大な労力を費やすことで、本来の専門的業務が圧迫され、現に組織運営の停滞を招くなど、深刻な課題となっています。
- ・ 組織の実態に即した効率的な管理体制を再構築するため、組合員数や受益面積等の組織規模や運営の実態を踏まえ、理事定数の削減を促すことで、機動的かつ実効性のある意思決定体制の構築を図ります。あわせて、会議運営や役員確保等に伴う事務負担を軽減し、事務局リソースを専門的業務へ重点化させることで、運営の効率化を推進します。

ハ．内部統制の構築

○ 業務運営の透明性確保に向けた内部統制の構築を推進します。

- ・ 土地改良区は組合員の賦課金や行政機関からの補助金等の多額の公的資金を取り扱う団体であり、情報公開制度の導入や財務諸表等の公表義務化など業務運営の透明性を確保することが求められています。
不適切な事務執行や不透明な契約手続きは、組織の社会的信頼を損なうのみならず、補助金の返還や説明責任の欠如による組織運営の不全を招くおそれがあります。
さらに、人手不足の深刻化に伴い、特定の職員への業務集中や運営の属人化が懸念されており、後継者育成や事業継続性の観点から深刻なリスクとして顕在化しています。
- ・ 公的資金を取り扱う団体としての透明性確保とリスク管理を徹底するため、土地改良区に対して内部統制体制の構築を求めるとともに、その構築及び運用に対する指導・助言を行います。
具体的には、職務分掌や責任区分の明確化、チェック体制の整備を通じて法令遵守（コンプライアンス）の徹底と牽制機能の強化を図り、不祥事やミスを防止します。
また、職務の平準化と標準化の推進、情報共有の促進により属人化を排

除し、後継者の育成及び事業継続性の確保を図ります。

加えて、正確な情報に基づく報告・審議プロセスを整えることで、理事会及び総代会の監督機能の強化と意思決定の質の向上を図ります。

V. 推進指標

IV. 取組方針に掲げる各施策のうち、特に重点的に推進する施策の進捗を客観的に評価するため、以下の項目を推進指標として設定します。

推進指標	基準年 ※1 (R7)	R11 ※2	R12
水土里ビジョン策定率（受益面積ベース） [%]	13.3	80	※3
経営診断実施地区数 [地区]	20	47	—
女性理事登用率 [%]	7.8	10	※3

※1 令和7年度末見込み

※2 土地改良長期計画（令和7年9月12日閣議決定）における計画期間最終年度

※3 令和11年度末における進捗を踏まえて設定

Ⅵ. 資料

本計画の策定に当たり、土地改良区を取り巻く情勢が厳しさを増している現状を踏まえ、本県では県内全ての土地改良区に現状と課題を把握するため、以下の項目に関するアンケートを実施しました。

1. 役員の成り手不足調査

<概要>

定款で定める役員定数に対する立候補者の多寡を調査したもの。

回答は以下の3つから選択する形式をとり、役員選任に係る土地改良区の現状を附記してもらっている。

- ①定数<立候補者
- ②定数=立候補者
- ③定数>立候補者

<回答内容>

- ・ ①と回答した土地改良区は僅かである。営農や勤務先との兼職状態となるのが負担増となり、敬遠されがちである傾向が顕著であった。
- ・ 一方で、③のいわゆる成り手不足状態であると回答した土地改良区は一定数おり、全体の3割弱であり、①と回答した土地改良区の倍近くとなった。
- ・ ②と回答した土地改良区が最多であるが、その中身の多くが附記にて「各地区において立候補者を調整しているため」と回答している。その内容は立候補者が多くとも少なくとも地区内調整を実施していたり、輪番制に近い調整が行われていたりするなど、成り手不足に直面しているか単純に判断できるものではないが、役員定数を充足するために創意工夫が行われている実情が窺えるものであった。
- ・ しかし、同時に②と回答しつつ「成り手不足である」「立候補者がいないことから依頼して立候補して貰っている」「退任時には後継者を探してから退任して貰っている」旨の附記も多く、③と合わせて実質的に立候補者が定数未満と捉えられる趣旨の記載をした土地改良区が全体の半数ほどとなっている。

	①定数<立候補者	②定数=立候補者	③定数>立候補者	附記
黒沢尻用水路		○		地区内調整
柴田郡村田町外一町澄川		○		
柴田郡村田町菅生		○		
白石市		○		地区内調整・成り手不足
蔵王町			○	成り手不足
川崎町			○	
柴田町		○		地区内調整
あぶくま川水系角田地区		○		地区内調整
亘理	○			
金洗堰		○		地区内調整
仙台市岩切		○		地区内調整
七ヶ浜町七ヶ浜		○		
仙台市大倉川			○	
名取			○	
仙台市泉		○		地区内調整
富谷北部		○		成り手不足
秋保町			○	成り手不足・依頼
仙台東		○		
大和町		○		成り手不足
鶴田川沿岸	○			
江合川沿岸		○		
大貫			○	成り手不足・依頼
荒川堰			○	成り手不足
加美郡西部		○		退任時依頼
色麻町			○	成り手不足
鬼首		○		
涌谷町		○		成り手不足
旧迫川右岸		○		退任時依頼
大崎		○		退任時依頼
美里東部	○			
鳴瀬川沿岸		○		成り手不足・依頼
小山田川沿岸		○		
迫川上流	○			
石巻市北方	○			
石巻市稲井		○		
石巻市蛇田			○	成り手不足・依頼
河南矢本		○		
鳴瀬			○	成り手不足・依頼
北上川沿岸		○		
登米吉田		○		成り手不足
登米市豊里町		○		
登米市東和町		○		退任時依頼
北上川沿岸中田地区		○		
迫川沿岸	○			
津山			○	成り手不足・依頼
伊豆沼沿岸			○	成り手不足・依頼
階上大谷			○	成り手不足・依頼

2. 女性理事登用状況調査

<概要>

女性理事登用状況をまとめたもの。運営状況調査以外に実施した調査結果も反映させている。項目は以下の通り。

- ・定 款 変 更 女性理事登用に向けた定款変更を実施しているか
あるいは実施予定が無いか
- ・理 事 定 数 定款に定める理事定数
- ・うち女性理事数 就任済みの女性理事数
- ・登 用 率 理事定数に占める女性理事の割合
- ・R7 就 任 済 R7 年度中に就任した女性理事の人数
- ・R7 就 任 予 定 R7 年度中に就任する予定の女性理事人数

(R7.12.11 時点)

	定款変更		理事定数			うち女性理事数			登用率	R7 就任 済	R7 就任 予定
	済	予定 無	合計	員内	員外	合計	員内	員外			
黒沢尻用水路		○	11 人	11 人	0 人	2 人	2 人	0 人	18%		
柴田郡村田町外一町澄川		○	13 人	9 人	4 人	3 人	2 人	1 人	23%	3 人	
柴田郡村田町菅生		○	14 人	14 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
白石市	○		14 人	12 人	2 人	2 人	0 人	2 人	14%		
蔵王町	予		8 人	7 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0%		
川崎町		○	13 人	12 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0%		
柴田町	予		13 人	13 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
あぶくま川水系角田地区	○		16 人	14 人	2 人	2 人	0 人	2 人	13%		
亘理	○		13 人	13 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		2 人
金洗堰		○	8 人	8 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
仙台市岩切	予		7 人	7 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
七ヶ浜町七ヶ浜		○	8 人	8 人	0 人	1 人	1 人	0 人	13%	1 人	
仙台市大倉川		○	7 人	7 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
名取	○		14 人	12 人	2 人	2 人	0 人	2 人	14%	2 人	
仙台市泉	○		10 人	10 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
富谷北部	○		10 人	10 人	0 人	1 人	1 人	0 人	10%	1 人	
秋保町	○		8 人	8 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
仙台東	○		12 人	10 人	2 人	2 人	0 人	2 人	17%	2 人	
大和町	○		11 人	9 人	2 人	3 人	1 人	2 人	27%	1 人	
鶴田川沿岸	○		11 人	9 人	2 人	2 人	0 人	2 人	18%		
江合川沿岸	○		13 人	12 人	1 人	1 人	0 人	1 人	8%		
大貫		○	5 人	4 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0%		
荒川堰		○	6 人	6 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
加美郡西部	○		9 人	8 人	1 人	1 人	0 人	1 人	11%		
色麻町	○		12 人	11 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0%		1 人
鬼首		○	5 人	5 人	0 人	1 人	1 人	0 人	20%		
涌谷町	○		10 人	9 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0%		
旧迫川右岸	○		9 人	9 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
大崎	○		13 人	12 人	1 人	1 人	0 人	1 人	8%	1 人	
美里東部		○	10 人	10 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
鳴瀬川沿岸	○		12 人	12 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
小山田川沿岸	○		12 人	11 人	1 人	1 人	0 人	1 人	8%	1 人	
迫川上流	○		15 人	13 人	2 人	2 人	0 人	2 人	13%		
石巻市北方	○		15 人	13 人	2 人	2 人	0 人	2 人	13%	2 人	
石巻市稲井	○		5 人	4 人	1 人	1 人	0 人	1 人	20%	1 人	
石巻市蛇田		○	5 人	5 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
河南矢本	○		15 人	13 人	2 人	2 人	0 人	2 人	13%	2 人	
鳴瀬		○	8 人	8 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
北上川沿岸			10 人	10 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
登米吉田		○	8 人	8 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
登米市豊里町	○		8 人	7 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0%		
登米市東和町	○		11 人	10 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0%		
北上川沿岸中田地区	○		14 人	12 人	2 人	2 人	0 人	2 人	14%	2 人	
迫川沿岸	○		14 人	12 人	2 人	0 人	0 人	0 人	0%		
津山		○	5 人	5 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		
伊豆沼沿岸	○		10 人	9 人	1 人	1 人	0 人	1 人	10%		
階上大谷		○	6 人	6 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0%		

3. 職員に関する調査（別紙1）

<概要>

土地改良区運営業務に従事している職員について調査を実施したもの。正規・嘱託の区分、事務・技術の区分、年代の区分に分ける形式としている。

<回答内容>

- ・ 事務職員(正規)が6割弱、事務職員(嘱託)が2割弱、技術職員(正規)が2割強、技術職員(嘱託)が1割未満の構成となっている。
- ・ 技術職員が全体の3割弱に留まっている。耐用年数を超過している土地改良区施設が多いことを踏まえれば、施設関連の業務が増加することは避けられず、技術職員の確保は急務と言える。
- ・ 全体として見た場合、年代別では、30代事務職員がやや少ないものの、それ以外では事務職員・技術職員ともに20代から50代まで概ねフラットな数値となる。ただし、これは大規模土地改良区が若手職員の採用を積極的に実施している結果であり、中小規模の土地改良区では依然として50代以上の職員が多い状態となっている。
- ・ 職員の年代偏重について危機感を抱き、積極的な採用に取り組んでいる土地改良区も一定数見られるが、応募者が少なく満足な採用活動ができていないのが実情である。
- ・ 一方で、大規模土地改良区ほどいち早く採用活動を実施していたことから、若手職員の在籍数が多く、健全な組織体制を構築できていると評価できる。

4. 内部統制に関する調査

<概要>

土地改良区を運営するに当たって内部統制が整備されているかを大まかに訊ねたもの。質問は以下の12項目であり、すべて「○」か「×」で回答する形式とした。

- Q1.会計主任が選任されているか。
- Q2.通帳・銀行印の保管者が別の者であるか。
- Q3.役員あるいは職員が1人で支払をすることができない環境であるか。
- Q4.半年の間に収支処理について点検・確認を行い、書面に残す環境が整っているか。
- Q5.職員の業務マニュアルは整備されているか。
- Q6.新規職員が知識の習得に努められるよう、引継ぎ、研修、OJTなどの体制・環境を整えているか。
- Q7.収入遅延が発生しないための取組を実施しているか。(ex.広報誌を用いた納期の周知等)
- Q8.支払遅延が発生しないための取組を実施しているか。(ex.事務処理期限の見える化等)
- Q9.会計処理及び財務諸表の作成に係る内部統制の有効性を理事(長)が確認し、書面に残しているか。
- Q10.理事(長)が確認した内部統制の有効性について、監事が評価を実施しており書面に残しているか。
- Q11.内部統制の有効性を評価・確認する部署または役職が存在する。
- Q12.土地改良施設に被害・事故等が発生した際の対応方法を定めている。

<回答内容>

- Q3 について
 - ・ 質問の意図を汲み取れず「×」と回答した土地改良区も一定数あるだろうが、役員あるいは職員が1人支出できてしまうことは資金管理上極めて問題である。
 - ・ 職員数が少ない土地改良区ほど1人で支出行為が完結できてしまっている傾向も垣間見える。
 - ・ Q2 及び Q3 は横領等を防止するうえで非常に重要な機能を担うものである。規模の大小に関わらず整備されている必要がある事項であることから、整備されていない土地改良区には早急な体制整備を求める。
- Q5 及び Q6 について
 - ・ 業務マニュアルの整備はQ11に次いで整備されていない事項となった。

業務量が僅かな土地改良区では整備するほどのものではないと思われるが、些細なミスから大きな問題へ発展することもあるため、疎かにせず取り組むことを求める。

- ・ また、業務マニュアルが整備されていることは新規職員が従事するうえでのハードルを下げる材料になり得る。職員確保策の一環としても有用であるため、職員確保を検討する土地改良区は積極的に取り組むことが望ましい。
 - ・ 同様に研修環境の整備は職員の知識習得・技術力の向上等に重要である。ベテラン職員による職場内研修や現場における実務を通じた経験は職員の能力向上に効果的であるため、積極的に取り組んでもらいたい。
- Q11 について
- ・ 規模が小さくなるにつれ、Q11 の回答が×となることはやむを得ないが、大規模土地改良区までもが設置していないという実態が露わになってしまった。
 - ・ 本来であれば会計担当理事や監事などが担当し、土地改良区運営の適切性を確認することが望ましい。土地改良区の日々の運営に係る諸規程は策定して終わりではなく、有効性が確認され、適切に運用されてこそ意味があるため、定期的にその評価・確認ができる体制を構築されたい。

	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8	Q9	Q10	Q11	Q12
黒沢尻用水路	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○
柴田郡村田町外一町澄川	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	○
柴田郡村田町菅生	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○
白石市	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	○	○
蔵王町	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○
川崎町	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
柴田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
あぶくま川水系角田地区	○	○	×	○	○	×	×	×	○	×	×	×
亘理	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
金洗堰	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○
仙台市岩切	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
七ヶ浜町七ヶ浜	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×
仙台市大倉川	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	○
名取	×	○	×	○	×	×	○	○	×	○	×	○
仙台市泉	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○
富谷北部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋保町	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
仙台東	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×
大和町	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×
鶴田川沿岸	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
江合川沿岸	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
大貫	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○
荒川堰	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	×	○
加美郡西部	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×
色麻町	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×
鬼首	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○
涌谷町	○	○	○	○	×	×	○	×	○	×	×	○
旧迫川右岸	○	○	○	○	×	×	○	×	○	×	×	○
大崎	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	×
美里東部	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳴瀬川沿岸	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×
小山田川沿岸	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×
迫川上流	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×
石巻市北方	○	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○
石巻市稲井	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○
石巻市蛇田	○	×	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×
河南矢本	○	○	×	○	×	×	○	×	○	○	×	○
鳴瀬	○	○	×	○	×	○	○	○	×	×	×	○
北上川沿岸	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
登米吉田	○	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○
登米市豊里町	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	×	○
登米市東和町	○	○	×	○	×	○	○	○	×	×	×	×
北上川沿岸中田地区	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×
迫川沿岸	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
津山	○	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○
伊豆沼沿岸	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
階上大谷	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○

5. 土地改良区運営における課題に関する調査（別紙2）

<概要>

土地改良区の運営において課題と考えている事項を自由に記載する形式とした。「収入面」「支出面」「運営面」の側面から課題・講じている対応策等を記載してもらった。

本件調査の内容は本文における県の取組方針に反映させている。

別紙 1

	<事務正規>						<事務嘱託>						<技術正規>						<技術嘱託>					
	~29歳	30代	40代	50代	60歳~	計	~29歳	30代	40代	50代	60歳~	計	~29歳	30代	40代	50代	60歳~	計	~29歳	30代	40代	50代	60歳~	計
黒水	3人			1人		4人					2人	2人						0人						0人
澄川		1人	1人			2人					1人	1人						0人						0人
菅生						0人						0人						0人						0人
白石			2人	2人		4人						0人		1人	1人			2人					1人	1人
蔵王						0人					2人	2人						0人						0人
川崎		1人	1人		1人	3人						0人						0人						0人
柴田		1人		1人		2人				1人	1人	2人	1人	2人	1人			4人					1人	1人
角田	2人		3人			5人						0人	2人		4人			6人						0人
亘理		1人	2人	2人		5人			1人	1人		2人	1人		3人	2人		6人					5人	5人
金洗堰						0人					2人	2人						0人						0人
岩切			1人			1人				1人		1人						0人						0人
七ヶ浜					1人	1人						0人						0人						0人
大倉川					1人	1人					1人	1人						0人						0人
名取	1人		2人	3人		6人				3人		3人	1人	1人	3人	2人		7人					1人	1人
泉			1人	1人		2人						0人						0人						0人
富谷		1人				1人					1人	1人						0人					1人	1人
秋保				1人		1人						0人						0人						0人
仙台東		1人	3人	3人	2人	9人						0人						0人						0人
大和			1人	1人		2人						0人						0人					1人	1人
鶴田		1人	1人	3人	1人	6人					1人	1人		1人	1人			2人						0人
江合川	2人	2人	1人	5人		10人					2人	2人						0人						0人
大貫						0人					1人	1人						0人						0人
荒川堰		1人				1人						0人						0人						0人
加美	1人	1人	2人	1人		5人				1人	1人	2人						0人						0人
色麻	1人	1人	1人			3人	1人	1人				2人						0人						0人
鬼首						0人						0人						0人						0人
涌谷	1人	2人	1人	2人		6人						0人				1人		1人						0人
右岸		1人				1人	1人	1人			1人	3人		1人	1人			2人						0人
大崎		1人	3人	1人		5人						0人	1人	2人	2人	1人		6人						0人
美里	1人		1人	2人		4人						0人	1人		1人	6人		8人				1人	2人	3人
鳴沼	1人			1人		2人					2人	2人	1人	1人		2人		4人						0人
小山田	3人		2人			5人						0人						0人						0人
上流	9人	1人	4人	5人		19人			1人	2人	1人	4人	1人	2人	2人		2人	5人						0人
北方	3人	1人	3人	3人		10人					2人	2人				2人		2人						0人
稲井		2人	1人			3人					2人	2人						0人						0人
蛇田		1人		1人		2人						0人						0人						0人
河南	2人	3人	2人			7人					1人	1人	3人	3人	1人	2人	1人	10人						0人
鳴瀬			1人	2人		3人					1人	1人						0人						0人
北沼	2人	1人	1人			4人					1人	1人						0人						0人
吉田				2人	1人	3人						0人	1人	1人		1人	1人	4人						0人
豊里	1人		1人		2人	4人						0人		1人			1人	2人						0人
東和		2人		1人		3人						0人						0人						0人
中田	7人	2人	4人	3人		16人						0人						0人						0人
迫沼	6人	3人	1人	1人		11人		1人	1人	2人	5人	9人	3人	1人				4人					1人	1人
津山				1人		1人						0人						0人						0人
伊豆沼				1人		1人					2人	2人						0人						0人
階上				1人		1人						0人						0人						0人
計	46人	32人	47人	51人	9人	185人	2人	3人	3人	11人	33人	52人	16人	17人	20人	19人	3人	75人	0人	0人	0人	1人	13人	14人

別紙 2

	収入	支出	運営
黒水	・農家離れ（耕作放棄地や代替わり）により滞納が増える傾向にある。	・様々なものの物価上昇により、賦課金を増やすこともできず財政が圧迫されている。 ・土地改良施設の老朽化が重なり工事費用の支出増。	・事務量が膨大の割に正職員の人数を増やせずにいる。 （予算の確保が難しい・臨時職員は業務に限られる・男性技術職員の確保が難しい）
澄川	・賦課金未納の問題。理事による訪問と回収を行い、遠隔地の組合員や耕作者不明のケースなどでは職員が納税管理者の調査などを行い、組合員名義の変更や除外申請などを促し納付率向上に努めている。	なし	なし
菅生	・未収金・未収率の増加	・施設の老朽化に伴う突発的な支出の増加 ・維持管理費(エネルギー価格)の高騰	・組合員・地域住民の改良区運営への理解度減少
白石	・農業後継者不足により、条件の悪い土地については、耕作放棄地が出現し、当改良区受益地に於いても、見受けられる様になった。耕作放棄地が出現すると賦課金の滞納に直結することが懸念されるため、水路整備、暗渠排水等行い、優良農地を形成することが必要となってくる。	・電気料金、燃料等の資材高騰により、維持管理について多額な経費を要し、積立資金の取崩しを行いながら施設整備を行っている状況に有り、今後は事業申請を積極的に行い、補助金により施設整備を行いたいと考える。	・施設の維持管理や整備補修は基より、会計経理、賦課金の滞納整理等、業務内容が広範囲に亘り、人材育成には時間と経費が掛かることを組合員に理解して頂くための取組み方を検討する。
蔵王	・県営ほ場整備事業円田地区及び県営ほ場整備事業円田2期地区を受益地としておりますが、経常賦課金につきましては格差が大きかったことから、令和3年度の総代会で、均衡を図るべく平準化案を提案し賦課金の見直しを行いました。よって、運営費に改正前より平常に戻り、余剰金については、維持管理のための施設更新積立金管理規程を制定して参ります。	・県営ほ場整備円田地区は完工から既に27年が経過し、その間地震、豪雨などにより用排水路は不具合が発生し、その都度揚水機場を含め補修は行っております。よって、修繕費が増加傾向にあります。	・事務職員数については、現在嘱託職員2名により業務遂行しておりますが、正規職員を採用し将来を見据えた中で事務処理体制の確保を図ることが必要と思いますが、現在はそれまで予算を計上することは困難な状況にあります。補充した場合は現在の勤務体制の見直し等も必要であると考えております。さらに、採用に当たっては技術系の職員の確保も重要と思ってます。
川崎	なし	なし	なし
柴田	・賦課金の未納者の増加に伴い賦課金収入が減少している。対策として過年度の賦課金徴収を外部(弁護士)に委託した。	・電気料高騰はかなり感じている。去年まで24時間稼働していた揚水ポンプなどを時間制にして対応した。	・次期改選時（R10）から女性理事登用を考えている。ただし成り手がいるか不安がある。登用に向け役員から呼びかけ等をお願いする。
角田	・未収賦課金が増えていく中で、相続放棄が多くなってきている。現地を確認し耕作しているところは耕作者を探し支払いについてお願いするが、所有者が相続放棄した旨を伝えると次年度より耕作を断られる。	・電気料の値上げ、人件費・資材・工事等の高騰が続き支出が圧迫している。令和6年に賦課単価をあげたが、それ以上に物価の上昇が大きいため、支出の面での見直し等を行う必要がある。	・組合員の減少・高齢化により営農活動の維持の困難化がみられる。 ・保全隊などの多面的組織との連携強化が必要である。
亘理	・物価高騰により維持管理経費が増大していることから、賦課単価を上げることは難しく排水路関係維持管理にかかる部分について補助金等のアップを話ししている状況である。その他土地改良事業関係についても同様である。	・当区管内について、8割近くが揚水機場より圧送しパイプラインによる用水供給であることから、電気代等が増大している。このようなことから少雨でも揚水機場等を止める様にしている。又、維持管理工事等においても、簡易的な工事であれば業者に発注せず直営で行っている。	・人材確保、多少経費が掛かったとしても若い職員を確保したい。
金洗堰	・畑地化等による賦課金収入の減少と賦課単価の見直し	・維持管理費の高騰 ・人件費の高騰 ・事業費の高騰 賦課単価の見直し	・組合員の改良区運営管理に対する理解度減少、総代会等で説明
岩切	・組合員の減少に伴い賦課金収入の減少しているが、賦課金単価を上げることは難しく、収入源の確保として補助金等を利用した事業を活用し、受益面積の維持することで、持続可能な取り組みを行っていきたいと考えている。	・維持管理費（エネルギー価格）の高騰、事業費（工事費用）の高騰、施設の老朽化に伴う突発的な支出増加が大きな課題となっている。これらに対応するため、業務の効率化、事業の選択、施設修繕の計画的実施を行っていききたいと考えている。	・組合員及び地域住民の改良区運営への理解度が薄く、協力体制の維持が難しくなっている。職員の減少により人材を確保することも難しい。これらに対応するため、広報活動による理解促進、業務の効率化、技術継承の仕組みづくりを整えていききたいと考えている。

別紙 2

七ヶ浜	・これまで、役員が賦課金未納者宅を訪問し集落毎に回収に努めてきましたが、改善が困難だった為、不納欠損処理を実施し財産目録の整理に努め始めました。また、収益確保のためR8年度より田に対する賦課金の単価を引き上げる予定です。	・施設の老朽化に伴う突発的な支出の増加により、積立が出来ない年度がある。また、電力費も高騰しているので、プランの見直しを検討し11月分より適用される予定です。	・昨年まで、突発的なトラブルが多岐にわたり、財源が厳しいため外注せずに重機を借用し、材料はホームセンター等で確保し、役員等で脩理修繕を行うなどして乗り越えてきました。今後も、可能な修繕は自前で経費節減に努めます。
大倉川	・受益面積の減少に伴い賦課金収入も減となっている。更に、高齢化に伴い農地の維持が困難になって来ている。 ・未整備地区が多い為、今後、整備事業等を行っていかねばならないと考えている。	・施設の老朽化に伴い、突発的な支出が増となっている。あらゆるものの高騰により、支出面で増加となっている。賦課金額アップの検討。	・役員も高齢化しており、今後若手役員数を増やし、多様な意見を取り入れていかなければならない。
名取	・維持管理費(エネルギー価格)の高騰により、R7より賦課金の増額を行う。 経常明渠5,500円→6,000円 経常暗渠6,050円→7,050円	・維持管理費(エネルギー価格)の高騰により、R7より賦課金の増額を行う。 経常明渠5,500円→6,000円 経常暗渠6,050円→7,050円	・幹線用排水路の維持管理については、営農活動として地区の共同作業で管理を行ってきたが、組合員の高齢化、法人への集約化等により、管理返上の申出や管理低下による施設機能の低下（雑草の繁茂、土砂堆積等）が生じてきている。
泉	・賦課収入のみの為、農地の減少による影響が大きい。	・物価、人件費、資材高騰で支出額が大きくなっており、維持管理工事計画等が縮小になっている。	・賦課収入のみの為、今後も節約しながらの運営になる。
富谷	・維持管理費の単価が低いので、見直しをしなければいけないと考えている。	・維持管理費（揚水機場の電気料金）の高騰、工事費の高騰	・役員の成り手の減少
秋保	・未収賦課金の回収と賦課金単価の増額	・物価高騰により、すべての金額が増加	・改良区が何かわからないままの相続が増加 ・高齢化による耕作者の減少
仙台東	・賦課金の未納額は1 %未満ではありますが、少しずつ増えてきているのが課題となってきました。 ・上記賦課金の単価設定でも記載しましたが近い将来は賦課金の単価を見直す時期が来ますが現段では賦課金を上げることは困難であります。	・皆同じではありますが、人件費・電気料金・資材の高騰が著しく困っています。対応策はあまりないのですが、諸々の積立額と維持管理工事の量を減らしてしのいでいるのが現状です。	・当方は県営事業で造成していただいた太陽光発電所の売電収入があり非常に助かっておりますが、物価高騰等により財政面が苦しいのが実態です。
大和	・賦課金単価は人件費・工事費の高騰と共に値上げを検討する時期にきている。土地改良事業の進捗状況において職員を増加しなければ対応できない時期もくるため、積立により人件費を確保し、必要時期に採用を検討している。	・あらゆる経費が高騰しているため、全体的に支出が大幅に増加している。土地改良事業を多く抱える土地改良区にとって賦課金収入のみの運営では難しい時期にきていると感じる。	・上記のほか、農家の後継者不足、担い手不足は、土地改良区の運営にも大きく影響している。役員の選出のほか、各種運転手、委員会など運営体制は様々な体制を必要としており、人員不足は大きな課題である。
鶴田	・組合員の減少に伴い賦課金収入が減少しているが、賦課金単価を上げることは難しく、収益の確保に苦慮している。	・人件費、事業費等の高騰に伴い、支出が収入を上回るようになり、積立金を取崩しながらの運営が続いている。	・事務職員、技術職員の確保
江合川	・賦課単価の上昇(職員数の増加による)	・維持管理費の高騰及び施設の老朽化	・職員の確保及び改良区の合併
大貫	・賦課金の未納者がいない為、問題はないと考えている。	・堤防・幹線道路法面をトラクタ-で除草を依頼しているが、その支払費用を多面組織に負担してもらっている事で支出の削減を図っている。今後組合員減少に伴い機械での除草範囲が広がると見込まれ、その支払費用が高額になると考える。多面組織との按分も考えている。	・将来的に合併を予定しているが、合併がスム-ズに進行できるよう準備して行きたい。
荒川堰	・組合員の減少に伴い賦課金収入が減少しているため、収入が支出を下回っているため、賦課金単価の増額を検討している。	・維持管理費や人件費等の高騰に伴い、支出が収入を上回るようになり、年々繰越金が減少し積立金まで回せていない。大崎市との協議により排水機場の維持管理については負担してもらっているが、維持管理・運営に限界を感じている。運営費等の削減のためにも近隣の土地改良区との合併を検討している。	・組合員の高齢化等で相続した世代の改良区運営への理解度が低下し、賦課金徴収が困難な場合がある。小規模な改良区のため、役職員への負担が多いのも課題と感じている。対応策として近隣の土地改良区との合併を検討しているが、賦課金単価の増額等の条件面で組合員からの理解を得ることにも困難が生じている。

別紙 2

加美	・賦課金単価を上げることが難しく、財政調整積立金等の運用をしているが原資が少ない為、徐々に単価の引き上げを考えている。	・震災以降年々維持管理工事の件数が多くなり多面的組織とも連携し対応しているが多面的組織では無理な工事が多くまた、工事経費等の高騰により以前より倍増している。基金より取り崩しながら行っている。	・組合員・地域住民の改良区運営への理解度が減少している。昔から比べて見ると組合員が出来ることしなくなり改良区への要望が多くなった。また各種委員、役員の高齢化によりなり手がなくなる。（現状においては調整はとれている）4年後の改選時において人選が難しく確保が困難になる。対応策として改選前より人材の確保を各集落とに周知し準備をしてもらう。役員等については現役員により成り手となる人材を探し育成に取り組んでもらう。
色麻	・賦課単価が上昇する傾向にあるため、未納にならないよう適宜納入を促す。また、役員と情報を共有し、未納解消への協力をお願いしている。	・物価上昇により事務費・維持費が高騰している。今のところ解決策がなく、賦課金を上げて対応している。	・役員や総代のなり手が不足している。法人化が進み、組合員資格を喪失する方も増えている。土地改良区の持つ役割を改めて知ってもらい、広報等で周知を図る。今後、役員・総代・各種委員の定数見直しを検討している。
鬼首	なし	なし	なし
涌谷	・賦課金対象面積の減少（農地転用）による賦課金収入の減少 ・営農者の減少（高齢化及び離農等）により地域担い手（組織、農業法人、大規模農業者）へ集積された1経営体当たりの賦課金額の増大 対応策 ・運営面とも関わってくるが、組織（人件費等）や業務内容のスリム化（人件費等）、市町村との連携強化（排水施設の維持管理等の経費負担協議など）、統合整備により、組織運営経費及び維持管理費の農業者負担の圧縮による経営を目指す。	・物価、エネルギー、人件費、事業費（工事費）等の高騰による、支出の増加 ・複式簿記導入により、積立金（施設更新積立金など）の長期財政計画に伴う支出増加が懸念 対応策 ・運営面とも関わってくるが、組織（人件費等）や業務内容のスリム化（人件費等）、市町村との連携強化（排水施設の維持管理等の経費負担協議など）、統合整備により、組織運営経費及び維持管理費の農業者負担の圧縮による経営を目指す。	・人材の確保（役員、職員）や職員体制（年齢構成など）の継続性 ・統合整備による運営基盤の確保 対応策 ・組織（人件費等）や業務内容のスリム化（人件費等）を図り適正な人員数及び、市町村との連携強化（排水施設の維持管理等の経費負担協議など）、統合整備により、組織運営経費及び維持管理費の農業者負担の圧縮による経営を目指す。
右岸	・土地改良区は、一般事務費と維持管理費を地積割で反当賦課金として徴収していますが、賦課金は米の粗収益とのバランスから、これ以上増額が難しい水準に達する場合があります。現在は米価が値上がりしているが、今後米価が令和5年並みになった場合、物価高騰もあり賦課金の増額は難しく補助金等の収入が今以上に必要になってくると思う。	・施設の修理や更新にかかる費用が増加傾向にあり、また、電力料金の高騰もかさなり維持管理の大きな負担となっています。また、支出を抑えるだけでなく安定的な運営を継続するためには、補助金や新たな収入源の検討や、人件費率や維持管理費率は、土地改良区の支出を構成する重要な要素です。これらの費用を適切に管理し、効率化を図ることも必要。	・近年、土地改良区地区内において農地の相続放棄や未相続の事例が増加しており、耕作者が不在となる農地が増加しています。その結果、耕作放棄地が拡大し、土地改良区としても賦課金の回収に苦慮しています。 これまで、大崎市農業委員会に相談のうえ、遊休農地の公示制度の活用を進めてまいりましたが、市の手続きに約1年、さらに農業振興公社での手続きに約1年を要するため、受け手として名乗り出た組合員が農作業に入れない状況が続いております。加えて、耕作できない期間においても賦課金が新たな組合員に課されることとなり、受け手の負担が大きくなっていくため、円滑な権利設定が求められます。 つきましては、耕作放棄地の貸付に至るまでの手続きフローを整理し、関係機関間で共有できる体制の構築をお願い申し上げます。 また、近年周知が進められている「所有者不明土地管理制度」につきましても、土地改良区としての活用を検討しておりますが、制度の詳細や申請方法について、相談先である県、土地連等においても十分に把握されていない状況です。併せて、当該制度の活用に必要な国庫補助（土地改良区体制強化事業）についても、申請方法や作業フローの整理・共有をお願い申し上げます。

別紙 2

大崎	・農地転用等による受益面積の減少、耕作放棄及び相続放棄による未収賦課金の増加により、賦課金収入が減少している。 ・相続放棄による未納賦課金については、所有者不明農地制度等の活用により、できる限り未収賦課金が減少するように努めたい。 ・ほ場整備事業の完了により換地業務受託料が無くなるため、経常賦課金の見直しを検討している。	・電気料金の高騰により、事務所や土地改良施設の電気料金の支出が増加している。できる限り節電を行い、電気料金の支出を削減しているが、引き続き行政からの電気料金高騰に対する補助金の交付を要望する。 ・施設の老朽化に伴い、適正化事業等の補助事業により整備補修を行っているが、現在の管理賦課金では支出が上回ってしまうため、適正化事業等の補助率が増加するよう、水土里ビジョンの策定を検討する。	・職員の年齢に偏りがあるため、年齢の偏りが無いように採用を行う。
美里	・未収金・未収率の増加	・施設の老朽化に伴う突発的な支出の増加	・各用水機場等の運転手のなりてがない。運転手の高齢化。
鳴沿	・農地の相続放棄や未相続により、耕作者が不在となる農地が増加しており、賦課金収入の減少に苦慮している。今後「所有者不明土地管理制度」を活用し解消に努める予定。	・維持管理費(エネルギー価格)や人件費、事業費等の高騰に伴い、賦課金単価を増額している。更なる支出の削減を図るために、水土里ビジョンの策定を検討している。	・組合員の減少並びに高齢化により集落等へ委託している水路等の管理が困難になってきている。そのため、現在活動している多面的機能支払組織への事務受託などを通じて、組織を支援し、活動の継続を推進していきたい。
小山田	・賦課金未納の対策	・施設の老朽化に伴う突発的な支出の増加	・役員及び施設管理の成り手の減少
上流	・行政補助金、負担金の継続要請 ・賦課金未納対象及び徴収単価の見直し ・事業実施に係る交付金、業務受託料の確保	・電気料金の高騰等、資材、物価上昇に対する対処 ・人件費の確保が今後の課題 ・施設の老朽化に伴う工事予算の確保	・長期計画の作成 ・業務の効率化を検討 ・突発事故（故障）に対し積立の強化
北方	・賦課金未納者が固定化してきており、戸別訪問等をしている ・米価が高ければ組合員の収入が増えるが、来年度以降下がってくると心配	・管理している農業用水利施設の対応年数が過ぎて来ており、突発事故が増えて来て、当初予算にない補修対応等で支出が増加しているので、毎年数件つつ維持管理適正化事業等で施設の整備や補修、更新工事をしている	・新規の土地改良事業説明会を地元で開催しても組合員の出席率が悪いので、広報等での説明をしたい
稲井	・課題：維持管理費(エネルギー価格)、事業費(工事費用)、資材費等の高騰により、賦課金の増額を抑制できるかが課題。 ・対応策：必要最小限で賦課金単価の増額を抑制。	・課題：施設の老朽化に伴い維持管理費(エネルギー価格)、事業費(工事費用)、資材費等に伴う支出が増加傾向にある。 ・対応策：見積合わせ、業者の選定により支出を抑制。	・課題：職員の退職による入れ替えに伴い、職員が経験不足である。 ・対応策：研修会等に積極的に参加し知識向上に努める。
蛇田	・都市化の進展による多目的利用(都市排水) 分の応分の負担	・維持管理費(エネルギー価格)をはじめ工事費用、人件費の高騰	・組合員の改良区運営への理解度の減少
河南	・電気料など諸物価の高騰、整備費の増などにより賦課金を上げざるを得ないが、未納も増えている。また相続の未了などの要因による未納も増えている。そのため徴収委員会を立ち上げ、未納解消を図っていく。 ・大雨時や農外排水に係わる費用が掛かっている。行政側の費用負担を要望する。	・人件費、施設の老朽化や自然災害により突発的な整備補修費が増加している。また電気料や燃料費の高騰などにより支出額が増加している。出来るだけ組合員の負担とならないよう基金繰入し、対応を図っているものの賦課金を上げざるを得ない。	・施設数が多く、技術系職員を確保したいが、人材の育成、確保に苦慮。 ・デジタル化を進め、職務の省力化を図りたい。ノウハウ、人材の育成・確保に苦慮。
鳴瀬	・積立金を取崩すなどしながら運営しているところ。今後行政からの支援をいただきながら運営して行かざるを得ない状況と考えている。	・維持管理費や人件費、事業費等の高騰に伴い、積立金を取崩しながらの運営が続いている。一定程度の費用を補助金で賄ったり、給水管理の徹底を協力していただきながら支出の削減を図っている。	・新規職員を雇用したいが、確保できていない状況。また、役員のなり手減少も危惧している。今後地域の合区も考えていかなければならないのではないか。
北沿	・物価高騰の影響や、改良区の運営体制の整備（人員不足の解消等）等を考えると賦課金単価を上げたいところだが、組合員の負担抑制の観点から極端な値上げができず、積立金を取り崩している。	・エネルギー価格の上昇や物価高騰、人件費の高騰	・職員不足（事務系・技術系ともに）による業務の停滞 ・総代・役員のなり手不足
吉田	・施設の老朽化に伴い排水施設のストックマネジメント事業が計画されており、賦課金単価の抑制に苦慮している。排水施設更新事業におけるガイドライン見直し、人件費や排水経費に対する国、県からの助成をお願いします。	・物価や人件費の高騰に伴い、必要経費の圧縮に苦慮している。物価高対策をお願いします。	・職員の確保が必要であり、検討しています。

別紙 2

豊里	・賦課金等通知書を発送した際にあて所不明で返送されることが増えており、賦課金徴収に時間を要するなどの影響がでている。法第118条第6項の規定により登記事項証明書や謄本等を取得し、判る範囲で相続関係者を調査し解消に努めているが、組合員の住居移転や死亡、相続人不存在の疑いなどから資格交替の届出がされていないことがある。組合員の高齢化が進むことで今後、同様の事例が増え未収金や未収率の増加に繋がる懸念がある。	・本土地改良区の用水については、河川取水及び末端のパイプライン加圧機場まですべてポンプにより行っている。そのため今般の電気料金の高騰で負担増となっているとともに工事費、人件費、諸資材価格の高騰も影響し経常賦課金が高止まりしている。 対応策としては、揚水機場運転時間の短縮、補助事業の有効活用、事務経費の緊縮等に取り組んでいる。また、施設維持管理費については、事務受託をしている広域協定の多面的機能支払施設の長寿命化により、協力を得ている。	・土地改良施設の老朽化が進み、維持管理工事の増大及び突発事故などの懸念もあることから技術系職員の確保及び職員の育成が急務となっている。よって、技術系職員の募集と採用職員に対する教育を進めていく。
東和	・賦課金未収金の増加が懸念される。	・工事費用の高騰やエネルギー価格の高騰による維持管理費の増加。また、施設当の老朽化に伴う突発的な支出の増加が懸念される。	・ほ場整備事業（地区数）の増加に伴い職員数の確保が懸念される。
中田	・賦課金単価の高騰抑制	・維持管理費（エネルギー価格）の高騰 ・人件費の高騰 ・事業費（工事費用）の高騰 ・施設の老朽化に伴う補修費の増加	・揚排水機場の有期契約操作員の確保
迫沿	・物価高等により、年々支出が増加しているが、農家収入を鑑みると、賦課金単価を上げることは難しく、収益の確保に苦慮している。	・維持管理費(エネルギー価格)や人件費、事業費等の高騰に伴い、運営に苦慮している。補助機場の夜間停止や用水休止日を設けるなど、施設運転時間の削減や業務受託収入を職員の給料や消耗品に充てることで支出の削減を図っているが、根本的な解決策ではないため限界がある。	・所定の勤務時間を超過している職員が多いことから、増員する予定である。 ・突発事故の頻発化に伴い、施設の保守管理をより重点的に実施する必要があることから、技術系職員の増員を検討している。
津山	・諸物価の高騰及び賃金の上昇など経営は厳しい環境にある。状況を鑑み賦課金の増額を検討するも組合員には前述のように経費増大の中、経営継続に努力しているものであり今後の事業運営を見ながら適正な金額を賦課する。	・管内の施設のほとんどがほ場整備事業により新設整備されたものである。設置から20年近く経過して、経年劣化による不具合の発生が多くなっている。資材価格や人件費の高騰で修繕費用が増大し大きな負担となっている。限られた予算で事業継続を図るため、組合員に状況説明し、県及び市の指導支援を仰ぐ。	・地域の人口減、高齢化、後継者不足のトリプルダメージに翻弄されている。担い手への集積は進んだが、組合員の減少で役員のなり手も少なくなっている。収入・支出面に記載の通り事業運営は厳しさを増していて早急な対応策を検討する。
伊豆沼	・組合員は減少しているものの賦課金は面積で賦課しているので減少はしていない。	・維持管理費（エネルギー価格）の高騰、施設の老強化に伴う突発的な支出が増加している。対応策として今後も適正化事業やストックマネジメント事業を活用していく。	なし
階上	・未納者の固定化・賦課金単価を上げられない・組合員死亡に伴う賦課金の未徴収	・施設の老朽化に伴う修繕工事の増加・近年の災害による被害による修繕工事費の増額	・組合員の土地改良区運営への理解と賦課金について・職員1人のためチェック体制が無い